

○津軽広域連合行政不服審査会条例

(平成 28 年 2 月 25 日条例第 10 号)

改正 令和元年 6 月 28 日条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「法」という。）の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 津軽広域連合は、法第 43 条第 1 項の規定による諮問があるときは、法第 81 条第 2 項の機関として、津軽広域連合行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、その諮問に係る調査審議を終了したときは、廃止されるものとする。

(組織)

第 3 条 審査会は、5 名以内の委員で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、広域連合長が委嘱する。

2 委員は、第 2 条第 2 項の規定により審査会が廃止されるときは、解任されるものとする。

3 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

4 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第 5 条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(手数料の徴収及び免除)

第 7 条 審査会は、法第 81 条第 3 項の規定により準用する法第 78 条第 1 項の規定に基づく主張書面等の写し等の交付について、別表のとおり手数料を徴収する。

2 審査請求人等は、前項の手数料のほか送付に要する費用を納付して、主張書面等

の写し等の送付を求めることができる。

3 審査会は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

4 前3項の規定は、法第38条第1項の規定に基づき審理員（法第9条第1項の規定に基づき審理手続きを行う審査庁に所属する職員）が行う提出書類等の写し等の交付について準用する。この場合において、「審査会」とあるのは「審理員」と、「主張書面等」とあるのは「提出書類等」と読み替えるものとする。

（庶務）

第8条 審査会の庶務は、津軽広域連合総務課において処理する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、審査会の調査審議の手続きに関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（津軽広域連合議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例の一部改正）

2 津軽広域連合議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例（平成10年津軽広域連合条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

（8）行政不服審査会委員

第2条の2第1項並びに第3条第2項及び第4項中「第9号」を「第10号」に改める。

別表第2中

「

情報公開・個人情報保護審査会委員

を

」

「

情報公開・個人情報保護審査会委員
行政不服審査会委員

」

に改める。

別表第3中

介 護 認 定 審 査 会 委 員 障害支援区分判定審査会委員 情報公開・個人情報保護審査会委員 津 軽 広 域 懇 談 会 委 員	を	介 護 認 定 審 査 会 委 員 障害支援区分判定審査会委員 情報公開・個人情報保護審査会委員 行 政 不 服 審 査 会 委 員 津 軽 広 域 懇 談 会 委 員
--	---	---

に改める。

附 則（令和元年6月28日条例第1号）

この条例は、令和元年7月1日から施行する。

別表（第7条第1項関係）

手数料の名称	手数料の額			
書面等の写し等の交付	1 面当たり	白黒		10円
		カラー		50円
	(日本産業規格 A 3 まで)			
		A 3 を超えるもの		実費
	電磁的記録			
	用紙に出力したもの	1 面当たり	白黒	10円
			カラー	50円
	(日本産業規格 A 3 まで)			
		A 3 を超えるもの		実費
	C D－R、D V D－R A M等に複写したもの			実費